第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

本市では、良好な環境の保全及び創造を図り次世代に引き継ぐため、「美しい山形をつくる基本条例」に基づき、平成5 (1993) 年度に「山形市環境計画(第1次)」、平成13 (2001) 年度に「山形市新環境計画(第2次)」、平成22 (2010) 年度に「山形市環境基本計画(第3次)」を策定し、市民・事業者・行政が連携・協力した施策や事業を推進してきました。

その後、東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故による国のエネルギー政策の見直しや、「パリ協定」の発効など国内外の環境を取り巻く情勢等が大きく変化したことなどから平成28(2016)年度に「山形市環境基本計画(第3次)」の見直しを行い、環境課題に対し的確に対応してきました。

近年、<u>地球温暖化</u>*1の進行やその影響による異常気象、生物多様性の損失、さらに、 東日本大震災後のエネルギー問題などを契機として、環境に対する社会の意識が大きく 変革し、脱炭素社会*2・循環型社会*3に向けた動きが加速化しています。

国連では、平成27 (2015) 年9月に、全世界が取り組むべき普遍的な目標として「持続可能な発展のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標「SDGs」が掲げられました。この中では、エネルギーや地球温暖化の問題とともに、消費や製造の責任、海や陸の豊かさを守るなど、複合的な課題の統合的解決が求められています。

また、令和2 (2020) 年の新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) の世界的な拡大は、新しい生活様式への対応など、私たちの生活や働き方に大きな変化をもたらしました。 感染拡大の終息後も、これらの変化に対応し、感染症に強いまちづくりを進めていく必要があります。

こうした中、「山形市環境基本計画(第3次)」の計画期間の終期を迎えることから本 市における環境に関する状況や課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立った、 今後の環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進するため「第4次山形市環境基本計 画」を策定するものです。

■計画策定の経過

計画名	計画期間
山形市環境計画 (第1次)	平成 5 (1993) 年度~平成12 (2000) 年度
山形市新環境計画 (第2次)	平成13(2001)年度~平成22(2010)年度
山形市環境基本計画 (第3次)	平成23(2011)年度~令和 2(2020)年度

2. 計画の目的

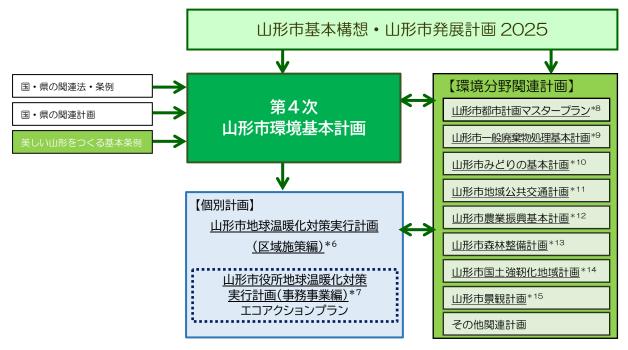
本計画は、「<u>山形市基本構想</u>*⁴」に掲げるめざす将来都市像『みんなで創る山形らしさが輝くまち ~健康医療先進都市~』の実現を環境面から推進するとともに、本市の良好な環境の保全及び創造に関する各種施策の方向と体系を明らかにすることを目的とします。

また、市民・事業者・行政が主体的かつ積極的な行動と互いの連携・協力により良好な環境の保全及び創造を図るため、共有する目標や各主体の役割を示すものです。

※ (*)のついている用語は、資料編に解説を掲載しています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「<u>山形市基本構想</u>*4」・「<u>山形市発展計画 2025</u>*5」を上位計画とし、「美しい山形をつくる基本条例」第7条の規定に基づき策定する、本市の環境に関する最も基本となる計画です。本市の環境に関する施策・事業は、この計画に示す方向性に沿って推進するものとし、具体的な施策・事業は、個別計画において実施・検討するとともに、環境分野関連計画における連携と整合性を図ります。



4. 計画期間

令和3 (2021) 年度から令和12 (2030) 年度の10年間とし、期間の中間(令和7 (2025)年度を目処として)に計画内容の見直しを行います。

ただし、本市の環境を取り巻く情勢や関連計画の改定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の対象

山形市全域を対象とし、対象とする環境要素は下記のとおりとします。ただし、新たな要素が生じた場合は必要に応じ追加します。

地球環境	地球温暖化*1、エネルギー対策
生活環境	廃棄物、大気、水質、土壌、騒音·振動、悪臭、有害化学物質
自然環境	動植物、森林、自然景観、里地里山、河川、地下水
都市環境	公園、緑地、文化、歴史、都市景観

6. 計画の構成

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景 2 計画の目的 3 計画の位置づけ 4 計画期間

5 計画の対象 6 計画の構成

※計画の目的や位置づけなどを整理します。

第2章 現状と課題

- 1 環境を取り巻く情勢
- 2 山形市の状況
- 3 市民意識調査・意見交換会の結果
- ※山形市の環境課題を整理します。

第3章 めざす将来の環境像と基本目標

1 めざす将来の環境像 2 5つの基本目標と 10 年後のめざす姿

3 SDGs と計画の推進 4 施策の体系

※めざす将来の環境像とその達成のための基本目標と 10 年後のめざす姿、SDGs と計画の関係、 施策の体系を示します。

第4章 施策の展開

〔基本目標1〕 脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)

〔基本目標2〕 循環型社会 〔基本目標3〕 自然との共生 〔基本目標4〕 生活環境の保全 〔基本目標5〕 環境意識の向上

※10年後のめざす姿の実現に向けた施策の方向性と市民・事業者・行政の各主体が実践する取組 みの例示や計画の成果を測るための評価指標を示します。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制 2 計画の進行管理

※計画の推進体制を示します。